

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 八八）の一部を次のように改正する。

別表中「西部総合県民局県土整備部木屋平詰所」を「美馬県土整備事務所木屋平詰所」に、「西部総合県民局県土整備部東祖谷作業所」を「三好県土整備事務所東祖谷作業所」に、「西部総合県民局県土整備部一字詰所」を「美馬県土整備事務所一字詰所」に、「西部総合県民局県土整備部西祖谷詰所」を「三好県土整備事務所西祖谷詰所」に、「東部県土整備局〓徳島〓正木ダム管理庁舎」を「徳島県土整備事務所正木ダム管理庁舎」に、「南部総合県民局県土整備部（那賀庁舎）」を「阿南県土整備事務所那賀支所」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。